

中之条町における人事行政の運営等の状況について

平成27年度における中之条町の職員の人事や、給与の状況などについて、町民の皆さんにご理解いただけるようそのあらましをお知らせします。

このお知らせは、「中之条町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づくもので、人事行政の公正性や透明性を高めるため、職員の給与や勤務条件、サービスの状況について公表するものです。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況

- ①試験方法 第1次試験・・・教養試験
第2次試験・・・口述試験・作文試験

②試験結果

募集職種	応募者数	1次試験合格者	2次試験合格者
一般事務・土木技師	44人	18人	4人
保健師	3人	3人	1人
計	47人	21人	5人

(2) 職員の任用状況

- ①採用試験(平成26年度実施)による採用者数 3名(一般職)

②職位別任用状況

平成27年度中における昇任者数の内訳は下表のとおりです。なお、昇任とは、職員を現在の職から上位の職に任命することです。

職位	課長級	補佐級	係長級	主任	主事・技師
昇任者数	5人	4人	10人	7人	6人

(3) 再任用制度の実施状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうちあらためて採用される職員で、通常勤務の職員と、短時間勤務の職員がいます。平成27年度の採用は3名でした。

(4) 職員の離職の状況

平成27年度における職員の退職の状況は下表のとおりです。

退職内容	一般職(人)	技能労務職(人)
定年退職者数	8	1
勸奨退職者数	1	1
早期退職優遇措置による退職者数	0	0
普通退職者数	2	0
分限免職者数	0	0
懲戒免職者数	0	0
失職者数	0	0
死亡退職者数	0	0
任期満了による離職者数	0	0
計	11	2

(5) 職員の在職状況

年齢階層別の職員数の状況は下表のとおりです(平成28年4月1日現在)。

年齢	20歳	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60歳	計	
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		以上
職員数	3	5	16	7	12	25	43	22	31	20	31	0	215

(6) 定員管理の状況(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数(人)			対前年増 減数(人)	備 考
		平成26	平成27	平成28		
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	2	0	
	総 務	40	41	40	△ 1	次長職の減
	税 務	12	12	12	0	
	民 生	40	37	36	△ 1	保育士の減
	衛 生	14	14	14	0	
	労 働	1	1	0	△ 1	退職不補充
	農 水	15	16	16	0	
	商 工	9	5	5	0	
	土 木	8	8	8	0	
	小 計	141	136	133	△ 3	
特 別 行 政 部 門	教 育	52	50	48	△ 2	調理員の減
普通会計 計		193	186	181	△ 5	
公営企 業等会 計部門	水 道	8	9	9	0	
	下水道	5	3	3	0	
	その他	21	21	22	1	介護予防業務増
	小 計	34	33	34	1	
合 計		227	219	215	△ 4	

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成27年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	前年度の人件 費率(参考)
人	千円	千円	千円	%	%
16,961	10,218,442	522,554	1,678,337	16.4	17.4

※人件費には、町長や町議会議員等に支給される給与・報酬等を含みます。

(2) 職員の給与費の状況(平成27年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
185	716,081	118,179	274,730	1,108,990	5,995

※職員数には事業会計(上水道事業、簡易水道事業、教習所)の職員や特別会計(国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療、老人保健施設事業、下水道事業、農業集落排水事業)の職員は含まれていません。また、職員手当には退職手当は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ラスパイレス指数	105.5 (97.5)	97.0	97.9

※括弧書きは、給与改定特例法の措置が無かった場合における「参考値」です。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
328,600円	390,400円	43.3歳	310,400円	324,400円	48.8歳

※給与月額とは、給料月額に諸手当を加えた額です。一般行政職とは、税務関係職員、保育士、保健師、事業会計職員以外の職員です。技能労務職とは、用務員や学校給食調理員(公仕)などの職員です。

(5) 職員の初任給の状況

区 分		初 任 給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	166,100円	181,800円
	高校卒	144,600円	153,000円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成28年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	271,200円	326,300円	361,600円
	高校卒	対象者なし	285,300円	342,900円

(7) 級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

・一般行政職(行政職給料表(一))

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1	定型的な業務を行う職務	10	8.6	主事補・技師補	2	19	16.4	係員級
				主事・技師	8			
				計	10			
2	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	9	7.8	主事・技師	9	9		
				計	9			
3	1 主任の職務 2 困難な業務を行う保育士、 教諭の職務	23	19.8	主任	23	23	19.8	主任級
				計	23			
4	1 係長の職務 2 主査の職務 3 特に困難な業務を行う保育 士、教諭の職務	34	29.3	係長	13	34	29.3	係長級
				主査	21			
				計	34			
5	1 補佐の職務 2 主任保育士の職務 3 教頭の職務	28	24.2	補佐	28	28	24.2	補佐級
				計	28			
6	1 課長の職務 2 事務局長の職務 3 次長、室長の職務 4 保育所長の職務	12	10.3	課長・事務局長	12	12	10.3	課長級
				計	12			

・企業職(行政職給料表(一))

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1	定型的な業務を行う職務	2	25.0	主事補・技師補	1	2	25.0	係員級
				主事・技師	1			
				計	2			
2	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0	主事・技師	0	0		
				計	0			
3	主任の職務	1	12.5	主任	1	1	12.5	主任級
				計	1			
4	1 係長の職務 2 主査の職務	2	25.0	係長	1	2	25.0	係長級
				主査	1			
				計	2			
5	補佐の職務	1	12.5	補佐	1	1	12.5	補佐級
				計	1			
6	1 課長の職務 2 所長の職務 3 次長、室長の職務	2	25.0	課長・所長	2	2	25.0	課長級
				計	2			

・企業職(行政職給料表(二))

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1	定型的な業務を行う単純労務職員の職務	0	0.0		0	0	0.0	係員級
				計	0			
2	相当の技術又は経験を必要とする業務を行う単純労務職員の職務	0	0.0		0	6	85.7	主任級
				計	6			
3	公仕(主任)、助手(主任)、調理員(主任)の職務	6	85.7	主任	6	6	85.7	主任級
				計	6			
4	1 公仕(係長)、助手(係長)、調理員(係長)の職務 2 公仕(主査)、助手(主査)、調理員(主査)の職務	1	14.3	係長	1	1	14.3	係長級
				計	1			

・技能労務職(行政職給料表(二))

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1	定型的な業務を行う単純労務職員の職務	0	0.0		0	0	0.0	係員級
				計	0			
2	相当の技術又は経験を必要とする業務を行う単純労務職員の職務	0	0.0		0	12	70.6	主任級
				計	18			
3	公仕(主任)、助手(主任)、調理員(主任)の職務	12	70.6	主任	18	12	70.6	主任級
				計	18			
4	1 公仕(係長)、助手(係長)、調理員(係長)の職務 2 公仕(主査)、助手(主査)、調理員(主査)の職務	5	29.4	係長	0	5	29.4	係長級
				主査	5			
				計	5			

(8) 職員手当の状況

手当の種類	手当の概要				平成27年度の支給実績等
期末・勤勉手当	平成27年度支給割合				1人当たり平均支給額 1,495千円
	6月期	1.225月分	0.75月分	(備考) 上段:一般職員 下段:特定幹部 (管理職員)	
		1.025月分	0.95月分		
	12月期	1.375月分	0.85月分		
		1.175月分	1.05月分		
	計	2.60月分	1.60月分		
2.20月分		2.00月分			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%					
退職手当	自己都合		勸奨・定年		1人当たり平均支給額 19,945千円
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分		
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
	勤続30年	36.105月分	42.4125月分		
	最高限度	49.59月分	49.59月分		
※定年前早期退職特例措置・・・2~20%加算					
特殊勤務手当	手当の名称 マイクロバス運転業務手当				支給実績 165千円
	職員全体に占める手当支給対象職員の割合 23.8%				1人当たり平均支給年額 3,104円
時間外勤務手当	時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給				支給実績 54,267千円 1人当たり平均支給年額 267,063円

扶養手当	1. 配偶者・・・13,000円 2. 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 ・・・11,000円 3. 配偶者以外の扶養親族・・・6,500円 ※16歳～22歳までの子に対する加算 5,000円	支給実績 22,460千円 1人当たり平均支給年額 231,541円
住居手当	借家・借間の場合(家賃12,000円を超える場合に限る) ・・・家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	支給実績 7,019千円 1人当たり平均支給年額 269,954円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等を使(2km以上)することを常例とする職員に支給	支給実績 15,544千円 1人当たり平均支給年額 112,637円
管理職手当	1. 課長・室長・館長・局長 月額41,800円 2. 次長 月額33,400円 3. 保育所長・副支配人 月額25,100円	支給実績 9,584千円 1人当たり平均支給年額 456,364円
寒冷地手当	寒冷地に在勤し、常時勤務に服する職員に支給 (11月～3月)	支給実績 12,938千円 1人当たり平均支給年額 61,319円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 1回4,200円	支給実績 4,889千円 1人当たり平均支給年額 45,690円

(9) 特別職の報酬等の状況

区分		給料月額等	期末手当
給 料	町 長	715,500円	(平成27年度支給割合)
	副町長	583,200円	6月期 1.925月分
報 酬	議 長	315,000円	12月期 2.175月分
	副議長	255,000円	計 4.10月分
	議 員	235,000円	加算措置 20%
退職手当	町 長	算定方式: 給料月額×在職年数×520/100(任期ごとに支給)	
	副町長	算定方式: 給料月額×在職年数×300/100(任期ごとに支給)	

※町長・副町長の給料月額は、平成24年4月から10%減額されています。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

始業時刻	終業時刻	休憩時間
8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(2) 休暇制度の概要・種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇があります。その概要と平成27年度における取得状況は以下のとおりです。

①年次有給休暇

労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる、有給による休暇で、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰り越し分を含めると最高40日間となります。

対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数	消化率
212人	8279日	1890.1日	8.9日	22.8%

②病気休暇

負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

所得者数	14人
延べ日数	484日

③特別休暇

ア. 概要

事由	期間
選挙その他公民としての権利の行使	その都度任命権者が必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議その他の官公署への出頭	上記に同じ。
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は、骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき(ドナー休暇)	上記に同じ。
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき(ボランティア休暇) ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて町長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
職員の結婚(結婚休暇)	結婚の日の9日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間における9日の範囲内の期間
職員の出産(産休)	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)目に当たる日から出産の日までの期間において職員から請求のあつた期間と出産の日後8週間
職員が生後満1年に達しない子を育てる場合(育児時間休暇)	1日2回それぞれ30分間(男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇(これに相当する休暇を含む)を承認され、又は労働基準法第67号の規程により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係わる各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)以内又は1日1回1時間以内
職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合(出産介護休暇)	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間内における2日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合(父の育児参加)	当該期間内における5日の範囲内の期間

生理に有害な職務に従事する女性職員及び生理日において勤務することが著しく困難な女性職員の生理日の休養	2日の範囲内の期間で、その都度任命権者が必要と認める時間又は日数
交通機関混雑のため妊娠中の女性職員の健康維持をはかる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める期間
妊娠中または出産後1年以内の職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があったばあいには、いずれの期間についてもその指示された回数。)ただし、1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。
中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が別に定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
要介護者の介護その他の町長が別に定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
職員の親族の死亡(忌引休暇)	親族に応じた連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る)が行われる場合	1日の範囲内の期間
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合(夏季休暇)	1の年の7月から9月の期間内における、週休日及び休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度任命権者が認める期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	上記に同じ。
40歳又は58歳に達した職員が心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合(リフレッシュ休暇)	週休日、休日を除いて原則とし、40歳については連続2日の範囲の期間及び58歳については連続5日の範囲内の期間で、誕生日の日から次の誕生日の前日までを期間とする。
その他町長が定める場合	町長が定める期間

イ. 取得状況

事 由	取得件数	延べ日数
裁判員として裁判所への出頭	0件	0日
ドナー休暇	1件	1日
ボランティア休暇	0件	0日
職員の結婚	1件	7日
職員の出産	5件	346日
職員の妻の出産	3件	6日
父の育児参加	1件	4日
子の看護	3件	6日
妊娠中の健康診査	1件	4日
職員の親族の死亡	18件	61日
夏季休暇	212件	1010日
40歳または58歳に達した職員が心身のリフレッシュを図る	13件	36日

④介護休暇

配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。平成27年度において取得した職員はいませんでした。

(3) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を期限として、職務に従事しないことを可能とする制度です。なお、育児休業をしている期間については給与は支給されません。

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

内 訳	育児休業		部分休業	
		うち新規		うち新規
取得者合計	8人	2人	1人	0人
うち女性	8人	2人	1人	0人
男性	—	—	—	—

(4) 修学部分休業

職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを可能とする制度です。休業した期間の給与は減額されます。平成27年度に承認を受けた職員はいませんでした。

4. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員の身分保障を前提として、職員がその職責を十分に果たすことが期待できない場合を定め、公務能率の維持を目的として行う職員に不利益な身分上の処分です。分限処分には免職、休職、降任、降給の4種類があります。平成27年度における処分の状況は以下の通りです。

区 分	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0	0	—	—
心身の故障の場合	0	0	2	—
職に必要な適性を欠く場合	0	0	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が職員に不利益を課す処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。平成26年度において処分の対象となった職員はいませんでした。

区 分	免職	停職	減給	戒告
法令に違反した場合	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0

5. 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、次のような服務上の義務が定められています。

条文	事 項
32条	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
33条	信用失墜行為の禁止
34条	秘密を守る義務
35条	職務に専念する義務
36条	政治的行為の制限
37条	争議行為等の禁止
38条	営利企業等の従事制限

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律または条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合などに、任命権者の承認を得て職務専念義務が免除されることがあります。

項 目	件 数
研修を受ける場合	0件
厚生事業に関する計画の実施に参加する場合	105件
町長が定める場合	25件

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています(地方公務員法第38条)。任命権者の許可の基準は、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

項 目	件 数
中之条町土地開発公社の業務	9件
住宅・土地統計調査に従事	29件
その他	1件

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

職員の公務遂行能力の向上を目的として、群馬県自治総合研究センターなどが実施する研修に職員を派遣しています。

①群馬自治総合研修センター主催の研修

平成27年度町村職員研修

研 修 名	受講者
新規採用職員研修	3人
一般職員研修	3人
新任係長研修	5人
新任課長研修	5人

平成27年度県・市・町村職員合同研修

研 修 名	受講者
法制執務研修	1人
マニュアル作成術	1人
複式簿記入門	3人
ティーチング&コーチング	3人
クレーム対応	2人
見える化と業務改善	1人
民法入門	3人
マニュアル作成術(第2回)	1人

②群馬県町村会主催の研修

研 修 名	受講者
人事評価実務研修会	6人

③群馬県市町村振興協会主催の研修

研 修 会	受講者
	0人

④市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)主催の研修

研 修 名	受講者
広報・広聴の効果的実践	1人

(2) 勤務成績の評定の実施状況

中之条町においては勤務成績の評定は行っていないが、人材育成を主眼とした人事評価書により、業績評価と能力評価を行っています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

種 類	実施期日	実 施 状 況
一般健康診断	平成27年 8月4・7日	職員全員対象に実施。受診者180名

(2) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法には、事業者は、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならないと定められています。これに基づき、町では衛生管理者、衛生推進者、産業医の選任と衛生委員会の設置を行っています。

(3) 災害補償の実施状況

地方公務員法には、職員が公務(通勤途上を含む。)により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合等においては、職員又は職員の遺族にその損害を補償しなければならないとされています。この補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公務員災害補償法に基づき設置されている地方公務員災害補償基金という補償機関が公務災害補償を行っています。

内 容	件 数
公務災害	3件
通勤災害	1件

(4) 共済制度の概要

地方公務員法第43条では、職員又は職員の被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害、死亡に関して適切な給付を行うために、相互救済目的とする共済制度が実施されなければならないことが規定されています。職員は群馬県市町村共済組合(幼稚園教諭の一部は公立学校共済組合)に加入していますが、共済組合では、組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率運営に資することを目的として、以下の事業を行っています。

- ①短期給付事業 組合員とその家族の病気・負傷・出産・死亡・休業又は災害に対する給付。
- ②長期給付 組合員の退職や在職中の病気やケガによる障害又は死亡に対して行う年金や一時金の給付。
- ③福祉事業 健康診査などの健康の保持増進事業、住宅資金をはじめとする貸付など。

8. 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

①制度の概要

地方公務員法の規程により、職員は勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が採られるべきことを要求することができます。

②件数及び処理状況

平成27年度において、職員から勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

①制度の概要

地方公務員法の規程により、職員は懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたとき、公平委員会に対して不服申立てを行うことができます。

②件数及び処理状況

平成27年度中において、職員から不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。